

お客様各位

平成29年6月1日

梅雨の季節になりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

おかげさまで、この事務所通信も8年目に入ることができ、これからも皆様に役立つ情報をお伝えしていきます。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～配偶者特別控除の拡充
3. コラム働き方改革～正社員の有効求人倍率上昇について

1. 今月の事務

今月は給料関係の年度事務が沢山あります。

①新年度個人住民税の特別徴収の開始

個人住民税の特別徴収について、6月支給の給与から新年度の金額に変更されます。各社員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、29年6月～30年5月の12か月間で徴収し、納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税、源泉所得税ともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによって、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。このうち、特別徴収住民税の28年12月～29年5月徴収分は、6月12日が納付期限（6月10日が土曜日のため）です。

②健保・厚年の被保険者報酬月額変更届と算定基礎届の準備

被保険者の報酬が昇給等によって大幅に変動した場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されることがあり、これを「随時改定」といいます。新年度に入ってから定期昇給やベースアップ、または賃下げを行なった企業では、6月の給与支払い後、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要か否かを確認します。

(1) 昇給または降給があり、固定的賃金（基本給・役付手当・技術手当・住宅手当・家族手当・勤務地手当など）に変動があったこと

(2) 固定的賃金の変動した月から3か月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること

(3) 該当する3か月間の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること

なお、7月に入ると、すぐに報酬月額算定基礎届の提出事務（7月10日が期限）があり、今年4月から6月の給料の平均を基に計算・申告します。給料計算が終了してから申告期限まで時間が少ないため、6月の給料計算を締めることに集中してしまうのですが、実はここで決定される標準報酬が非常に重要です。1円の違いで標準報酬が変わることがあるため、標準報酬を下げても1年分の社会保険料を節約するには6月の給料で調整するしかないことに留意して下さい。早めに準備に取りかかりましょう。

③労働保険の年度更新手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納

付するための申告・納付の手続きが必要となり、この手続きを労働保険の「年度更新」といいます。労働保険の年度更新手続きは、6月1日から受付が始まり、最終期限は7月10日ですが、②の算定基礎届の提出期限と被りますので、6月中には目処をつけておきましょう。

2. 税制解説～配偶者特別控除の拡充

いわゆる103万円の壁の解消のため、29年度改正で配偶者特別控除が見直されました。

従来は、配偶者の所得上限額が76万円未満であったものが123万円以下へと拡充を行う一方で、適用される者の所得に応じて控除額が縮減されることになりました。

これらの見直しは平成30年1月から適用され、毎月の源泉実務にも影響し、適用者の合計所得が900万円以下は従来と同じ毎月の源泉徴収に反映しますが、適用者の合計所得が900万円超1,000万円以下の場合は年末調整での一括対応処理に変更されます。

3. コラム働き方改革～正社員の有効求人倍率上昇について

先月末に厚生労働省が発表した4月の有効求人倍率は1.48倍と、バブル経済期の水準を超え、正社員に限ると0.97倍と1に近づいてきて、空前の「売り手市場」だそうです。

ここ数年の人手不足は、主に女性や高齢者らパートタイムで働く非正規雇用で補われており、非正規雇用の賃金水準は相対的に低いため、非正規の増加が賃金に与えるインパクトは弱かったのですが、今回の正社員の有効求人倍率上昇は、企業が長期的な人材確保を意識して正社員の採用を増加させたのであれば、景気に与える影響が大きいことが予想されます。

これは、昨年10月に施行された社会保険の加入拡大に伴い、社会保険料を負担しなければならなくなる年収106万円の壁を堅守するパートが多く、パート社員らを正社員に切り替える動きが相次いでいることも背景にあるのかもしれませんが、また、働き方改革による残業時間規制に備えて、現在の正社員の残業時間を減らすことも念頭にあるのかもしれませんが。

但し、業種・職種によるばらつきも見られ、介護職や運送などは人手不足とされますが、事務職などでは求人倍率が非常に低いようです。宅配便業界では、最大手のヤマト運輸が値上げと大量採用を打ち出しており、人出不足は明確なのですが、事務職が低いのは既にAI（人工知能）の活用が進んでいるのでしょうか。

私のような個人事業者には残業時間という概念はなく、仕事が終わるまで働き続けるしかありません。むしろ、資格業の天敵であるAIを使って効率化するのが私の働き方改革なのでしょう。

事務所通信発刊8年目を迎えて、自分の働き方を少し考えた次第です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>